

令和4年神審第37号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月23日08時00分

和歌山県地ノ島北西岸沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

モーターボートB

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 総 ト ン 数   | 2.70トン   |          |
| 全 長       |          | 2.81メートル |
| 登 録 長     | 9.12メートル |          |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関  | 電気点火機関   |
| 出 力       | 118キロワット | 5キロワット   |

### 3 事実の経過

Aは、船体船尾寄りに操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年9月23日06時00分和歌山県和歌山下津港の係留地を発し、同県田倉崎南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分目的の釣り場に到着して釣りを行ったのち、和歌山県大川港北方沖合の釣り場に移動することとし、07時40分釣り場を発進した。

a受審人は、同乗者2人を船尾部甲板に座らせ、自らは、舵輪右後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、GPSプロッターを作動させて地ノ島西岸沖合を北上し、07時58分僅か前地ノ島灯台から267度（真方位、以下同じ。）1.45海里の地点で、針路を055度に定め、機関を回転数毎分2,000に掛け、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したのち、左舷船首方に認めた2隻の漁船（以下、東方にいた漁船を「東方漁船」、西方にいた漁船を「西方漁船」とそれぞれいう。）のうち、西方漁船が漁具の回収を始めたので、その動静に注意を向けて続航し、さらに東方漁船が地ノ島北岸に向けて南下

を始めたことから、同船と航過距離をとることとし、07時59分地ノ島灯台から272度1.25海里の地点に達したとき、左舷船首32度430メートルのところにBを視認することができ、その後船首を西方に向けてほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、このままの針路を保てば、同船と左舷を対し230メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、西方漁船の動静を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、近距離のところで、針路をBに向く023度に転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、08時00分僅か前、船首至近に同船を認めたものの、どうすることもできず、08時00分地ノ島灯台から283.5度1.19海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から67度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、魚群探知機一体型のGPSプロッターを備えた、小型船舶としての登録対象外であるものの、機関の出力から船舶検査を要するプラスチック製折り畳み式モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、有効な音響信号を行うことができる手段として、笛を備え、家族1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.25メートル船尾0.50メートルの喫水をもって、同日06時30分和歌山下津港を発し、地ノ島南西岸沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時50分目的の釣り場に到着したのち、釣り場を移動しながら釣りを行って衝突地点付近の釣り場に到着し、07時50分船首を西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、同乗者を船体中央部に備えた長椅子に右舷方を向いて座らせ、自身は、船尾部に備えた長椅子の左舷側に座り、左舷方を向きながら釣りをを行い、07時57分左舷船首方1,000メートル付近のところに地ノ島西岸沖合を北上するAを初めて視認したのち、同船の動静を監視しながら漂泊を続けた。

b受審人は、07時59分前示衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、Aが左舷船首67度430メートルのところとなり、その後、無難に航過する態勢であった同船が、近距離のところ、自船に向けて針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近する状況を認めたが、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれたので、Aが漂泊中の自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、漂泊を続けていたところ、08時00分僅か前左舷船首至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を、Bは、船首部に亀裂をそれぞれ生じ、b受審人が、左手捻挫、右肩打撲等を、B同乗者が、左肘関節捻挫、左肘内側靭帯損傷等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、地ノ島北西岸沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は、瀬戸内海であるが、同付近は海上交通安全法が適用されない海域に該当し、また、港則法の適用海域でもないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、地ノ島北西岸沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、無難に航過する態勢で漂流中のBに向け、近距離のところを針路を転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、有効な音響による信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、地ノ島北西岸沖合において、東方漁船と航過距離をとるため針路を転じる場合、転針予定方向の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、西方漁船の動静を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂流中のBに気付かず、近距離のところと同船に向けて針路を転じ、Bに対して衝突の危険を生じさせ、衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、地ノ島北西岸沖合において、漂流中、近距離のところ、Aが自船に向けて針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近する状況を認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aが漂流中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失

により、衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自船の同乗者を負傷させて自身も負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月8日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広